北海道告示第10794号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年1月4日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - 100満ボルト釧路店

釧路郡釧路町木場2丁目3番地1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地
- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 238台

(変更後) 100台

(イ) 駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図(変更前)」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図(変更後)」に表示

- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (ア)駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)入口1箇所、出口1箇所

(変更後)入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所

(イ)駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図(変更前)」に表示 (変更後) 届出書添付図面「施設配置図(変更後)」に表示

- (4) 変更する年月日
  - ア(ア)平成31年4月24日
    - (イ) 平成30年8月24日
  - イ 平成31年4月1日
- (5) 変更する理由

ア (ア)駐車場に十分な余裕があり冬期堆雪場所を増加させるため

- (イ)駐輪場位置を変更するため
- イ 町道の新設に伴い出入口を新設するため
- 2 届出年月日

平成30年8月23日

- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年9月3日(月)から平成31年1月4日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は 釧路町へ問い合わせること。